

令和 2 年 6 月 10 日

第 6 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 令和2年第6回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水)午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 208・209号室

3. 出席委員(農業委員8名 計8名)

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	欠席
委 員	2番	石松 雄平
	3番	梅木 美代
	4番	佐藤 仲子
	5番	穴井 千年
	6番	穴井 英雄
	7番	安武 聖

4. 欠席委員

宮崎博美委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
～番号5 よる農地利用集積計画について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宮崎 智幸

事務局職員 波多野 裕

## 7. 会議の概要

事務局長       ただ今から、令和2年第6回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名、欠席委員は1名で、総会は成立しております。

                  それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長            これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長            それでは、議事録署名委員は、3番梅木美代委員、4番佐藤仲子委員にお願いいたします。

                  なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長            次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長       議案集の1ページをお開きください。「農地法第3条の規定による許可申請書について」農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求め。令和2年6月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

                  議案第1号番号1です。土地の所在地は、大字上田字〇〇〇〇番地です。土地の地目は、登記簿、田、現況、田、面積は、1,073㎡です。権利の種別は、3条の有償移転になります。譲り渡し人、譲り受け人は、記載の通りです。備考欄に、対価が記載されています。詳しくは、別紙の農地法第3条の許可申請書の写しを付けてありますので、その他資料もご覧ください。続きましては、2ページに土地の所有状況が、記載されていますので、ご覧ください。それから3ページには、現在の作付け状況、

農機具の保有状況、トラクター、管理機、軽トラ、田植え機を所有されています。5 ページには、周辺地域との関係と、地域との役割分担の状況が記載されています。7 ページが登記簿謄本の写しです。所有権移転に伴う障害となるような権利関係はございません。以下 8 ページが位置図です。国道から〇〇を渡って左に行ったところになります。9 ページが航空写真になっています。申請地の隣が、譲り受けされる方の田んぼになっています。10 ページが字図です。基盤整備が行われており、換地図になります。11 ページが現地確認の立ち合いの写真です。続いて 12 ページに確認書を付けてあります。説明は以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の安武委員から報告をお願いします。

7 番 　　6月4日に、会長と事務局2名の4名で現地確認に行きました。先程言われましたように基盤整備されている良い環境です。そして現地に行った時は、荒耕しが終わったような状態でした。その田んぼと〇〇さんの自前の田んぼとが 2 枚続きです。ご審議の程をよろしく願いいたします。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 　　登記簿上は〇〇さんになるのですか。それとも〇〇さんの名前になるのですか。

事務局長 　　今回、3 条の許可申請が〇〇さん名義で上がっていますので、登記簿は〇〇さんになります。

6 番 　　〇〇さんともう一人の耕作者は、〇〇さんの〇〇になるのでしょうか。〇〇さんには、〇〇さんがいますが、名義は〇〇さんにはならないのですね。

事務局長 　　〇〇さん名義になります。

2 番 結局は、農家としての購入権利として5反以上とか、3反以上とかの条件がありますよね。それは、家族でしているので良いわけですか。それとも個人ごとなのですか。

事務局 世帯で3反以上です。

事務局長 購入する場合の3反以上の縛りは、世帯の中で面積をクリアしとけば良いわけです。それと関連してこの方以外で家族の中で農業をされている人がいて、構成員として、新たに取得されました。今回は、田んぼですが営農ができると判断できれば、この人は、150日以上に絶対ないといけないという訳ではなくて、世帯の中で、その能力を補えば、取得は可能となっています。そしてこの世帯の方については、自作の部分の農地については、生前贈与で、この方の名義に全てなっています。〇〇さん名義です。農地については、世帯の中では、〇〇さんだけが所有しています。事務局としましても、そのことが気になる部分でしたので、少し調べさせてもらいました。その世帯の中で、しっかりと経営ができていけると判断ができれば、購入できるという事で今回提出させて頂きました。

7 番 今日、その田んぼを見に行ってみましたら、1枚だけは、もう田植えが終わっていました。自宅の前の田んぼは、周りに苗が並べてありました。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案の通り決定しました。

議長 次に、日程第3 議案第2号番号1から番号5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長

それでは、議案集の3ページをお開きください。「農業経営基盤強化法促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」（利用権貸借）農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年6月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号番号1です。土地の所在は、大字下城字〇〇〇〇番地で、地目は、登記簿、田、現況、田、面積は、1,438㎡から、大字下城字〇〇〇〇番地から大字下城字〇〇〇〇番地の計6筆になります。合計面積は、7,813㎡です。内容としましては、新規です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、記載の通りです。これは、実質利用権の設定を受ける者が法人となっておりますが、利用権を設定する者の息子さんの会社となっております。利用目的は、水稻、飼料作物で、期間が10年の使用貸借になります。

続きましては、番号2、土地の所在、大字黒淵字〇〇〇〇から同じく大字黒淵字〇〇〇〇番地の計3筆で、地目は、登記簿、田、現況、田、で合計面積は、3筆で、4,612㎡です。これも新規になります。設定する者と設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻で期間は5年、賃貸借料は1筆当たり〇〇円です。番号1と番号2が新規となります。番号3からが再設定となります。

続きまして番号3、土地の所在は、大字宮原字〇〇〇〇番地、地目は、登記簿、田、現況、田、2,304㎡です。これは再設定です。利用権を設定する者と、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は10年、賃貸借料は、物納10a当たり〇〇kgです。

続きましては、番号4、大字黒淵字〇〇〇〇番地から大字黒淵字〇〇〇〇番地まで合計4筆です。地目は田、現況、田、4筆の合計面積は、4,321㎡です。これも再設定です。利用権を設定する者と、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物で、期間は5年、使用貸借になります。

5ページの番号5につきましては、上の方の5と下の方の5で分けさせてもらいました。上の部分が賃貸借で、下の番号5部分が使用貸借として分けさせていただいております。大字北里字〇〇〇〇番地から大字北里字〇〇〇〇番地の4筆と大字北里字〇〇〇〇番地と大字北里字〇〇〇〇番地の2筆の計6筆です。地目は登記簿、田、現況、田、で6筆の合計面積は、9,777

m<sup>2</sup>です。これも再設定です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻で期間は5年です。賃貸借で賃貸借料は全部で〇〇円と物納で〇〇kgです。

同じく番号5の使用貸借の部分です。大字北里字〇〇〇〇番地から字〇〇〇〇番地と字が〇〇〇〇番地と〇〇〇〇番地、6ページに字〇〇〇〇番地ということで合計5筆です。その内、田んぼが2筆で畑が3筆になっております。面積は田んぼが2筆で2,037 m<sup>2</sup>、畑が3筆で2,018 m<sup>2</sup>、合計面積は4,055 m<sup>2</sup>です。これも再設定です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、野菜、期間は、5年です。この5筆については、使用貸借になっております。説明は以上です。

議長           それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2番           賃貸借と使用貸借はどう違うのですか。

事務局長       使用貸借については、対価が発生しない無償という事です。賃貸借については、対価が発生し、物納であったり、料金であったりとかで対価を設定するという事になります。

2番           はい、わかりました。

5番           この再設定する案件の賃借料は、前の時と同じ対価になっていますか。

事務局       はい、一緒です。前回と一緒という事を聞いています。

5番           前回も5年でしたか。

事務局       はい、5年です。その他資料の19ページの左下に前回の設定期間は、5年として記載されています。

議長           それでは、採決いたします。議案第2号番号1から番号5の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1から番号5の原案について同意することを決定します。

議 長 以上で総会の議案は終わりましたが、総会閉会後に農業振興地域整備促進協議会及び報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第6回総会を閉会致します。

令和2年第6回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3 番

4 番